

令和 6（2024）年度 DV 相談等の状況 西脇市福祉部はびいくサポートセンター

1 DV 相談件数

年度	相談人数（内 継続）	相談件数（内 継続）
令和 2（2020）年度	17（11）	47（30）
令和 3（2021）年度	9（6）	21（12）
令和 4（2022）年度	13（9）	42（29）
令和 5（2023）年度	23（13）	59（36）
令和 6（2024）年度	21（13）	128（42）

※令和 6 年 8 月から、西脇市配偶者暴力相談支援センターを設置した。
上記相談件数にセンター実績含む。

2 女性相談件数

年度	相談人数	相談件数
令和 6（2024）年度	5	27

※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、令和 6 年 6 月から女性相談を開設した。

3 一時保護家庭数・女性家庭センター入所日数

年度	一時保護 （延べ件数）	一時保護 家庭数	入 所 （延べ日数）
令和 2（2020）年度	0	0	0 日
令和 3（2021）年度	0	0	0 日
令和 4（2022）年度	1	1	5 日
令和 5（2023）年度	1	1	12 日
令和 6（2024）年度	2	2	12 日

4 相談体制

母子・父子自立支援員 2 名（うち 1 名は女性相談支援員兼務）、職員 1 名（兼務） 合計 3 名

5 対応と支援

- (1) 緊急性のない相談については、安全確認と継続相談を実施する。
 - ・暴力から避難する際の支援（被害者を保護する施設の利用、保護命令の申立、離婚調停、自立促進のための情報）等の情報提供
 - ・法律相談（母子家庭等特別相談、市の法律相談、法テラス）紹介
- (2) 緊急性のある相談は、警察と連携し、兵庫県女性家庭センターでの一時保護につなぐ。
 - ・DV 被害者の安全確保のため、女性家庭センター入所や保護命令申立の同行支援、退所後の入所施設見学や入所時の同行支援
 - ・安全な住居地や就労、児童の学校や保育施設への入所手続等、自立に向けた生活支援を関係機関との連携により実施
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援については、本人の立場に寄り添った支援を実施する。
 - ・本人の意思を尊重しながら、関係機関との連携による支援を実施